

第4章 施策の体系

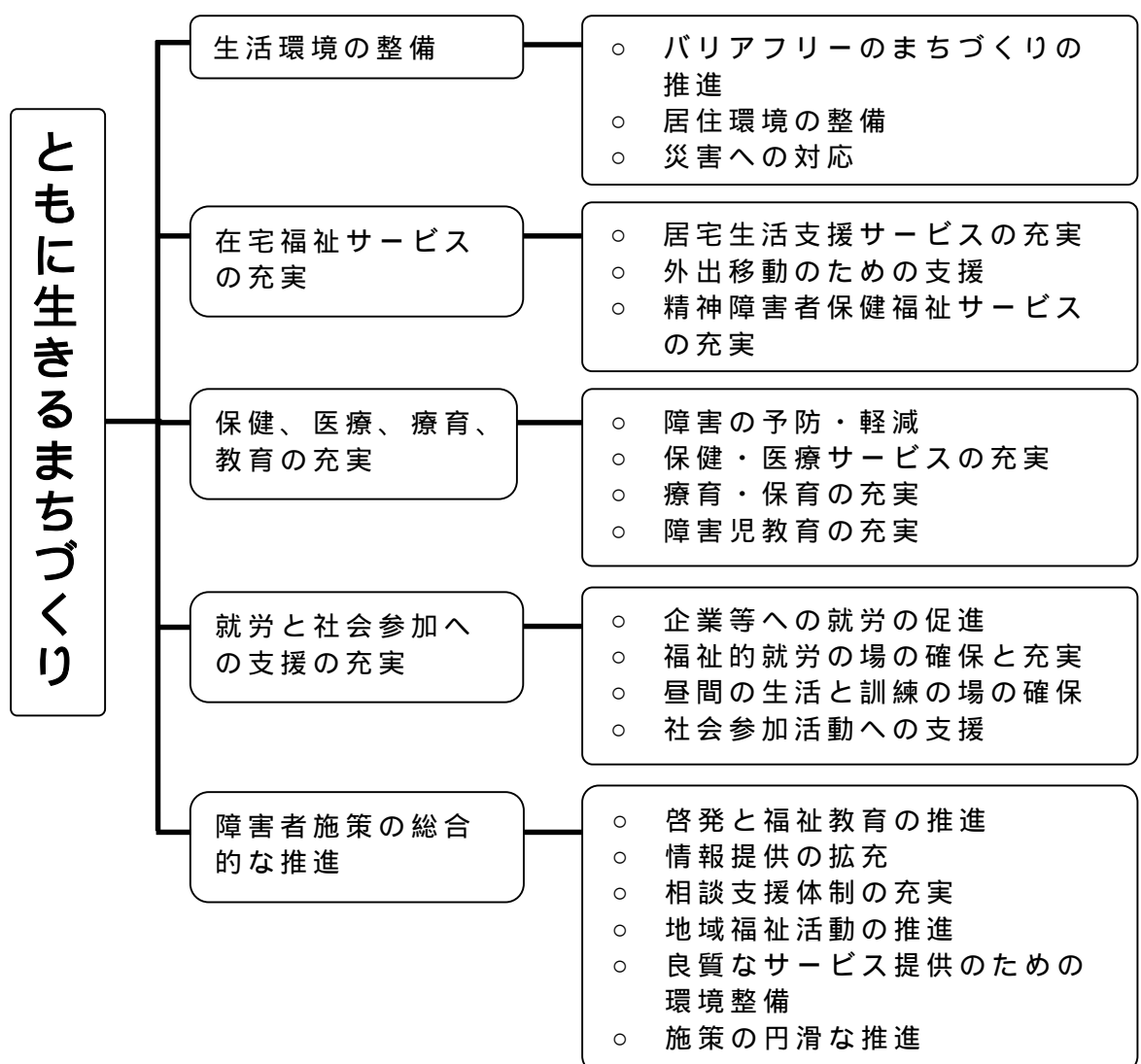
1 施策の体系

「ともに生きるまちづくり」の実現をめざし、次の5つの施策の目標を掲げ、障害者支援のための具体的な施策を展開していきます。

〔基本目標〕

〔施策の目標〕

〔施策の項目〕



2 重点的に取り組むべき施策

当計画期間において、特に重点をおいて取り組むべき施策を掲げました。

(1) 支援費制度の円滑な推進

平成 15 年 4 月からスタートした支援費制度について、需要に応える支援体制の整備に努めるとともに、十分な情報提供と有効な利用を促進します。特に、居宅支援の充実とグループホームの設置を推進します。

(2) 精神障害者支援施策の充実

心の病をもつ人が潜在的に増加しているなかで、これまでの保健・医療的な支援のほかに、平成 14 年度からホームヘルプサービスなどの福祉的な支援が始まり、今後、居宅生活支援を中心として、精神障害者のための積極的な支援施策を推進します。

(3) 障害児への対応

障害のある子どもの施設は、県全体で少ない状況にあります。また、居宅支援も少ない現状にありますので、今後、愛知県児童・障害者相談センターなどとの連携を強化し、障害のある子どもへの支援策を推進します。

(4) 就労のための支援

雇用環境が厳しいなか、障害のある人の自立、社会参加、生きがいを支援していくため、就労に対する各種施策を推進します。

(5) 地域福祉の推進

障害のある人が住み慣れた地域であたりまえに暮らしていくためには、地域住民の支援が不可欠であります。このため、障害のある人を中心に、ボランティア、NPO法人、地区社会福祉協議会等との連携と協働により地域福祉を推進します。

【支援費制度について】

○ 支援費制度とは

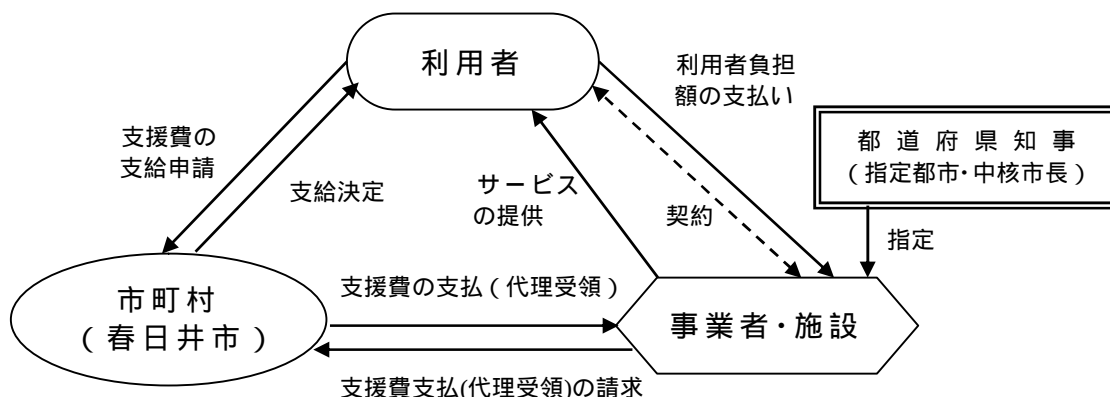
障害者福祉サービスにおいて従来行われてきた「措置制度」が、平成 15 年度から「支援費制度」という新しいサービス利用制度へと移行しました。

措置制度においては、行政がサービスの受け手となる障害のある人を特定し、内容を決定していたため、サービスを受ける本人が事業者や施設を選ぶなどの選択を行うことはできませんでした。

その点を踏まえ、支援費制度は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを基本として、事業者・施設との対等な関係に基づき、障害のある人が自らの判断で自ら受けるサービスを選択し、契約を結ぶことによってサービス提供を受けることができる仕組みです。

この制度改正により、民間サービス提供事業者の拡大が期待できます。

○ 支援費制度利用の基本的な仕組み



○ 支援費制度で提供するサービス

対象者		身体障害者	知的障害者	障害児
支援費制度の対象サービス	居宅サービス	身体障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) 身体障害者デイサービス事業 身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)	知的障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) 知的障害者デイサービス事業 知的障害者短期入所事業 (ショートステイ) 知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) 児童デイサービス事業 児童短期入所事業 (ショートステイ)
	施設サービス	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮 心身障害者福祉協会が設置する施設	

○ 支援費制度に移行しないサービス

- ・身体障害者小規模授産施設、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉ホーム等
- ・知的障害者小規模授産施設、知的障害者福祉ホーム
- ・障害児関係の施設サービス
- ・精神障害者の施設・居宅サービス